

## 議第128号

## 訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成29年11月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

事 件 名	1 大阪高等裁判所平成28年（ネ）第1876号損害賠償等本訴請求控訴事件（以下「第一事件」という。） 2 大阪高等裁判所平成28年（ネ）第2674号請負代金反訴請求附帯控訴事件（以下「第二事件」という。）
相 手 方	東京都品川区大崎二丁目1番1号 住友重機械工業株式会社
	<p>相手方は、平成17年3月18日、京都市焼却灰溶融施設（以下「灰溶融施設」という。）の建設工事のうちプラント設備（以下「本件プラント」という。）に係る工事等の請負契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。しかし、相手方は、本件契約において定めた工期（平成22年5月31日）までに本件プラントを引き渡すことができなかったため、平成24年7月31日、本件プラントの引渡期限（平成25年8月末日）を設定した。相手方は工事を続行したが、同年6月、本件プラントの試運転において重大な不具合が発生したことから、本市は相手方から報告を受けた不具合の原因及び改善策の案について、学識経験者を交えて点検し、及び評価した。その結果、本市は、当該引渡期限までに相手方が本市に本件プラントを引き渡すことは不可能であると判断し、同年8月5日付けで本件契約を解除した。</p> <p>これにより、未完成の灰溶融施設は無価値となり、相手方は</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 灰溶融施設の全体の解体撤去</li><li>(2) 灰溶融施設を整備するに当たり本市が支出した経費その他の本市が被った損害に係る賠償金の支払</li></ol>

<p>事 件 の 内 容</p>	<p>(3) 本件契約に基づき本市が相手方に支払った工事請負代金の返還</p> <p>を行う義務を負うこととなったことから、本市は、相手方に対し、当該義務を履行するよう請求したが、相手方は、これに応じようとしなかった。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、(1)の施設の解体撤去、(2)の賠償金及び遅延損害金の支払並びに(3)の工事請負代金の返還及び利息の支払又は工事請負代金と同額の損害賠償金及び遅延損害金の支払（(1)に係る請求にあっては、予備的には、これに代わる損害賠償金及び遅延損害金の支払）を求める訴えを提起した。</p> <p>また、相手方は、本件契約の解除は無効であり、本市の責めに帰すべき事由により本件工事の完成義務を履行できなくなったとして、本市に対し、工事請負代金の残代金及び遅延損害金の支払を求める反訴を提起した。</p> <p>これらについて、京都地方裁判所は、本市の請求及び相手方の反訴請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。</p> <p>そこで、本市は、当該判決のうち本市が敗訴した部分の取消し及び本市の請求の認容を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである（第一事件）。</p> <p>また、相手方は、当該判決のうち相手方が敗訴した部分の取消し及び相手方の反訴請求の認容を求めるため、本件附帯控訴を提起したものである（第二事件）。</p>
<p>和 解 の 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市と相手方は、本市が平成25年8月5日付けでした解除により本件契約が解消されたことを確認する。</li> <li>2 相手方は、本市に対し、和解金15,380,682,685円の支払義務があることを認め、これを平成29年12月29日限り、本市が発行する納入通知書により本市が指定する金融機関に納入する方法により支払う。</li> <li>3 相手方は、本市に対し、灰溶融施設の建物及び敷地に設置した機器・設備その他一切の財物について、権利を放棄するとともに、灰溶融施設の解体撤去を全面的に委ねる。相手方は、本市が相手方設置の機器・設備その他一切の財物をどのように処分しても一切異議を述べない。</li> <li>4 相手方は、本件契約に基づいて作成した全ての設計図書等設</li> </ol>

	<p>計業務に係る成果物について、本市に対し、灰溶融施設の維持・補修・管理及び解体撤去に必要な限度で、別途当事者間の合意で定めた条件の下、使用（複製、公衆送信、貸与及び翻案を含む。）を許諾する。</p> <p>5 本市は、その余の本訴請求を放棄し、相手方は、反訴請求を放棄する。</p> <p>6 本市と相手方は、本市と相手方との間には、本件契約に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>7 訴訟費用は、第1, 2審を通じて各自の負担とする。</p>	
--	--	--

#### 提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。